毎週月.水.金曜日発行

富山県報

令和４年９月30日
金　曜　日

号　外(7)

目　　次

規　　則
○富山県行政組織規則の一部を改正する規則　1

規　　則

富山県行政組織規則の一部を改正する規則を公布する。

令和４年９月30日

富山県知事　新　　田　　八　　朗

富山県規則第44号

富山県行政組織規則の一部を改正する規則

富山県行政組織規則（平成６年富山県規則第14号）の一部を次のように改正する。

第６条第３項の表行政経営室の項中「行政改革班」を「行政改革班　Ｇ７教育大臣会合推進班」に改める。

第14条の２中第８号を第９号とし、第７号の次に次の１号を加える。

⑻　Ｇ７教育大臣会合に関すること。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

（人 事 課）

令和４年９月30日印刷発行
発　行　富　山　県
富山県富山市新総曲輪１番７号
電話富山 076―444―3153番